

規定変更箇所一覧

東北大学病院治験審査委員会内規の改正（関係部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第3条（同 右）</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各診療科から<u>10</u>人 （<u>10</u>人のうち医科診療部門から<u>8</u>人、 歯科診療部門から2人とする。）</p> <p>(2) 医学系研究科機能薬理学分野教授</p> <p>(3) 薬剤部長</p> <p>(4) 文系学部の教員 2人（非専門委員）</p> <p>(5) 理工系学部の教員 2人</p> <p>(6) 看護部長</p> <p>(7) 総務課長（非専門委員）</p> <p>(8) 学外の有識者 2人（内1人は非専門委員）</p> <p>2 前項第1号，第4号，第5号及び第8号に規定する委員は，病院長が委嘱する。</p>	<p>第1条～第3条（省 略）</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各診療科から8人 （8人のうち医科診療部門から6人、 歯科診療部門から2人とする。）</p> <p>(2) 医学系研究科機能薬理学分野教授</p> <p>(3) 薬剤部長</p> <p>(4) 文系学部の教員 2人（非専門委員）</p> <p>(5) 理工系学部の教員 2人</p> <p>(6) 看護部長</p> <p>(7) 総務課長（非専門委員）</p> <p>(8) 学外の有識者 2人（内1人は非専門委員）</p> <p>2 前項第1号，第4号，第5号及び第8号に規定する委員は，病院長が委嘱する。</p>
<p>第5条～第11条（同 右）</p> <p>（審査委員会事務局）</p> <p>第12条 審査委員会の事務は，臨床研究推進センター・臨床研究実施部門が行うものとし，所掌する事務の範囲は，別に定める。</p> <p>（同 右）</p>	<p>第5条～第11条（省 略）</p> <p>（審査委員会事務局）</p> <p>第12条 審査委員会の事務は，臨床試験推進センター・臨床試験実施部門が行うものとし，所掌する事務の範囲は，別に定める。</p> <p>（以下省略）</p>
<p><u>附 則（平成25年7月18日改正）</u> <u>この内規は、平成25年7月18日から施行し、平成25年7月1日から適用する。</u> <u>ただし、改正後の第4条第1項第1号は、平成25年8月1日から適用し、当該規定の適用後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。</u></p>	
<p>変更理由：治験審査委員会の審査件数の増加にともない、審査を行う委員数を充実させていく必要性が生じたこと、また平成25年7月に臨床研究推進センター・臨床研究実施部門に組織名称が変更されたことに伴い、「東北大学病院治験審査委員会内規」の一部を改正するものである。</p>	